

8 公害行政の歩み、公害年表

1 戦 前

大阪府における公害行政の歴史は古く、明治10年に全国に先がけて「鋼折、鍛冶、湯屋三業者心得方」を制定し、人家の密集していない場所への移転、近隣住民との協議による承諾書の提出等について定めた。

明治15年頃から、ばい煙による被害が社会問題となってきたため、明治17年には、府令で島之内、船場に鍛冶、銅吹工場の建設を禁止し、さらに、明治21年には、旧大阪市内に煙突を立てる工場の建設を禁止するとともに、それらの工場を当時は市外であった東成郡、西成郡等の区域に強制移転させた。

明治29年には前述の「三業者心得方」を「製造場取締規則」に改正し、公害がないこと等を条件とした製造場設置の許可制を採用したほか、同規則中において、我が国で初めて「公害」という用語が用いられた。

明治35年には府会において知事に対し、ばい煙防止に関する建議という形で取締りの要請が行われ、明治44年には「ばい煙防止研究会」を発足させ、ボイラーノばい煙防止器の取付け等を行った。

明治44年には、国において「工場法」が制定されたが、同法は社会・労働法としての性質を有するものであるが工場公害に対する規制条項をも含むものであり、府においてもこれに対応するため、大正9年に「工場取締規則」を制定し、工場設置の届出制、公害を発生する設備の使用禁止命令等について定めた。

昭和7年には、公害規制を主な目的とした我が国最初の法令とされている「ばい煙防止規則」を制定し、大阪、堺、岸和田の都市計画区域における工場等に対し、ばい煙排出規制を行った。

2 戦 後

(1) 高度経済成長期まで

第二次世界大戦後の経済復興による産業活動の活発化、特に昭和25年の朝鮮戦争のはっ発による特需景気に乗り重工業が発展したことにより、公害が再び社会問題化してきたため、昭和25年に「大阪府事業場公害防止条例」を制定し、公害の範囲、対象事業場、規制種目、規制基準について詳細に規定した。

一方、国においては、昭和30年代に至り、重化学工業主導の地域開発に伴い顕著となってきた大気汚染、水質汚濁等の現象に対処するため、ようやく昭和38年に「公共用水域の水質の保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」、

昭和37年に「ばい煙の排出の規制等に関する法律」が制定された。

この間、我が国の経済は、いわゆる所得倍増政策等を契機として高度成長を遂げたが、同時に産業構造の重化学工業化と、人口・産業の都市集中が一段と進み、下水道等の社会資本の整備の立ち遅れなどとあいまって、スマogの発生にみられる大気汚染の増大、河川の汚濁の進行、住工混在による騒音・振動問題、更には自動車の排出ガス、騒音等の問題など公害は広域化、多様化の様相を帯びてきた。

府では、これらの公害事象に対処するため、従来、衛生部、商工部、企画部等に分掌されていた公害行政組織を改め、昭和41年4月、企画部に公害室を設置し、また、昭和43年9月には公害監視センターを設置して公害行政の一元的処理体制を整え、昭和45年11月、生活環境部の設置に伴い公害室を更に拡充して同部に移管した。前述の「大阪府事業場公害防止条例」も公害事象の多様化、深刻化に応じ、昭和29年及び40年の改正を経て、昭和44年の「大阪府公害防止条例」の制定に至った。

(2) 「公害国会」以後

国においても総合的、計画的に公害対策を推進するため、昭和42年8月「公害対策基本法」を制定するとともに、「大気汚染防止法」、「騒音規制法」等の規制法令の整備が図られた。しかし、東京、大阪における光化学スマogの発生、鉱山からのカドミウムによる土壤汚染問題などの新たな公害事象の発生がみられたほか、新潟水俣病訴訟、三重県四日市訴訟、富山県イタイイタイ病訴訟及び熊本水俣病訴訟の四大公害訴訟の提起などにより公害問題はますます複雑かつ深刻な様相を呈することとなった。

このような事態に対処するため、昭和45年末のいわゆる「公害国会」において、経済発展との調和条項の削除を内容とする「公害対策基本法」の一部改正を含む14の公害関係法の改正、整備が行われたほか、昭和46年には総合的、統一的な公害行政を推進するため環境庁が設置された。

府においては、昭和46年3月、大阪府公害防止条例の全面改正を行うとともに昭和47年12月、公害対策基本法に基づき「大阪地域公害防止計画」を策定した。昭和48年9月には、環境容量の設定を骨格とした公害防止と環境保全のための総合的、基本的計画として「大阪府環境管理計画」を策定するとともに、その後、同計画に基づき「大気清浄化計画」をはじめ「水質汚濁負荷量削減計画」、「大阪府産業廃棄物処理計画」等を策定しその推進に努めてきた。

その後、国においては大気汚染防止法への総量規制の導入、「瀬戸内海環境保全

「臨時措置法」及び「振動規制法」の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正による処理体制の強化、「建築基準法」の改正による日影規制の導入、「下水道法」の改正など環境関連法の整備が図られ、また、大気汚染、水質汚濁に係る環境基準の改定、航空機騒音、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の設定が行われた。昭和53年6月には「瀬戸内海環境保全臨時措置法」及び「水質汚濁防止法」の改正により、瀬戸内海の環境保全のための恒久的法制度が確立されるとともに、水質総量規制の導入等が図られ、昭和54年6月から施行された。

府では、こうした国の環境行政の動きに対応して、昭和52年9月に「硫黄酸化物総量削減計画」を策定し、硫黄酸化物の総量規制を導入したほか、昭和53年には「大阪地域公害防止計画」を再策定するとともに、大阪府建築基準法施行条例を改正し日影規制を実施した。さらに、昭和55年4月には「化學的酸素要求量に係る総量削減計画」を策定し、水質の総量規制を導入した。また、昭和57年には「大阪府産業廃棄物処理計画」を再策定したほか、「窒素酸化物総量削減計画」を策定し、窒素酸化物の総量規制を導入した。また、カラオケ騒音公害を防止するため大阪府公害防止条例を一部改正し、飲食店における深夜のカラオケ装置等音響機器の使用制限を昭和58年4月から施行している。

しかし、この間、二度にわたる石油危機によるエネルギー事情の変化、安定経済成長への移行など、我が国社会経済事情が大きく転換し、環境問題は従来と違った角度から見直す必要が生じてきた。さらに、府民の意識は、単なる物質的・量的な豊かさからより質の高い総合的な豊かさ、いわゆる、ゆとり、うるおい、やすらぎといった人間性豊かな環境を求めるようになってきた。

このため、昭和57年12月に、環境の保全・回復にとどまらず、より快適な環境の創造をも含めた環境の総合的な計画として、「大阪府環境総合計画(STEP21)」を策定し、今後10年間に人間性豊かな環境を備えた都市大阪を目指すための基本的方向を示した。また、昭和58年3月には、「大阪地域公害防止計画」の第3次策定を行った。

また、将来にわたって、良好な環境を保全していくためには、あらかじめ発生することが予想される環境汚染を未然に防止する必要があることから、昭和59年2月に「大阪府環境影響評価要綱」を制定し、この制度の適用第1号として関西電力南港発電所の建設計画について審査を行ったほか、昭和61年度までにおいては、大阪湾闊域広域処理場整備事業(フェニックス計画)、関西国際空港建設事業、南大阪湾岸整備事業及び阪南丘陵開発計画に係る土砂採取事業などについてそれぞれ審査を行った。

公 害 年 表

(1) 明治～昭和60年度

年 月	事 項
明10年5月	○鋼折、鍛冶、湯屋三業者心得方（鉄加工業、かじや、風呂屋は人家の密集していない所へ移転すること、近隣住民の承諾書をとること等を規定）制定
17年	○煤煙取締令（島之内、船場において鍛冶、銅吹工場の建設を禁止）制定
21年	○煤煙発生工場の建設禁止令（旧大阪市内に煙突を立てる工場建設を禁止し、既設工場は東成郡、西成郡に強制移転）制定
29年 2月	○製造場取締規則（製造場に対し、公害に係る許可制をとりいたるもので、我が国で最初に「公害」という用語を使用）制定
4月	○河川法 制定
89年11月	（大阪アルカリ会社硫酸ガス事件発生（被害者87名社会問題化））
44年 8月	○工場法 制定
大 9年12月	○工場取締規則（ばい煙、粉じん、廃液等を排出し、人の健康を害するおそれのあるときは、設備の変更及び禁止を命令）制定
昭 7年 6月	○煤煙防止規則（都市計画区域内において、一定濃度以上のばい煙発散を禁止した我が国初のばい煙排出規制令）制定
28年 7月	○へい歎処理場等に関する法律 制定
25年 8月	○大阪府事業場公害防止条例 制定
29年 4月	○大阪府事業場公害防止条例 制定（全面改正）
81年 6月	○工業用水法 制定
82年 6月	○自然公園法 制定
88年 8月	○大阪国際空港米軍より全面返還 「大阪空港」と告示
4月	○下水道法 制定
12月	○公共用水域の水質の保全に関する法律 制定
○工場排水等の規制に関する法律 制定	
84年 1月	○工業用水法に基づく地下水の採取 規制（大阪市地域）
3月	○工場立地法 制定
7月	○「大阪空港」を「大阪国際空港」と改称 告示（空港整備法の第1種空港に指定）
86年 4月	○商工部に公害課 設置
10月	○中小企業公害防止資金特別融資制度 創設
12月	○大気汚染濃度測定 開始（二酸化鉛による硫黄酸化物）
87年 5月	○建築物用地下水の採取の規制に関する法律 制定
6月	○ばい煙の排出の規制等に関する法律 制定
88年 1月	○水質保全法に基づく水域 指定（淀川上流）
7月	○ばい煙規制法に基づく地域 指定（大阪市及びその周辺地域）並びに排出基準 設定
10月	○大阪府公害対策審議会 設置
89年 6月	○大阪国際空港 ジェット機就航
7月	○近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律 制定
○ばい煙等の人体影響調査 開始	
10月	（東海道新幹線開通）
40年 6月	○公害防止事業団法 制定
10月	○大阪府事業場公害防止条例 制定（全面改正）
10月	○工業用水法に基づく地下水の採取 規制（北摂地域）
11月	○水質保全法に基づく水域 指定（大利川）

年 月	事 項
昭40年11月	○阪神広域スマック対策実施要綱 制定
12月	○夜間(28時 ~ 6時) ジェット機離着陸禁止
41年 4月	○条例に基づき規制基準 制定(ばい煙、粉じん)
5月	○企画部に公害室(企画調整課、指導課) を設置し、衛生、商工両部の業務を引き継ぐ
6月	○工業用水法に基づく地下水の採取 規制(東大阪地域)
9月	○新車の排出ガス規制 実施(CO 濃度 8 %)
42年 6月	○下水道整備緊急措置法 制定 (阿賀野川有機水銀中毒事件の被害者、昭和電工を相手に訴訟提起(四大公害訴訟の第1号、46年9月判決))
8月	○公害対策基本法 制定
	○船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律 制定
9月	○公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 制定 (四日市市のぜん息患者、昭和四日市石油など第一コンビナート関係 6社を相手に訴訟提起(47年7月判決))
43年 8月	(イタイイタイ病患者、三井金属鉱業を相手に訴訟提起(47年8月判決))
4月	○自動車排出ガスアイドリング調整、府民運動 展開
6月	○大気汚染防止法、騒音規制法 制定
	○都市計画法 制定
8月	○厚生省、水銀による環境汚染防止暫定対策要領を都道府県知事に通達
9月	○公害監視センター(庶務、監視、検査各課及び調査室) 設置
11月	○大気汚染防止法に基づく指定地域に係る排出基準 設定
44年 2月	○二酸化硫黄の環境基準 開議決定
4月	○水質保全法に基づく水域 指定(淀川下流、神崎川、寝屋川、大阪市内河川)
	○騒音規制法に基づく地域 指定(17市)
6月	○ブルースカイ計画(第1号) 策定
	○新車の排出ガス規制 強化(CO 濃度 2.5 %) (水俣病患者家庭互助会の一部、チッソを相手に訴訟提起(48年8月判決))
7月	○大気汚染防止法に基づく特別排出基準 設定(SO _x の K 値強化)
10月	○大阪府公害防止条例 制定
	○ブルースカイ計画(第2号) 策定
11月	○航空機騒音軽減措置 告示
12月	○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法 制定
	○大阪国際空港公害訴訟提起(46年6月第2次、46年11月第8次提起、49年2月第1審判決(大阪地裁)、49年12月第4次提起、50年11月控訴審判決(大阪高裁)、56年12月上告審判決(最高裁)、57年5月第5次提起(59年8月和解成立(第4、5次提起分)))
45年 2月	○一酸化炭素環境基準 開議決定
	○大阪国際空港B滑走路(8,000 m) 供用開始
8月	○条例に基づく規制基準 設定
4月	○公害室を企画調整、大気、水質騒音の3課に拡充
	○水質汚濁に係る環境基準 開議決定
5月	○騒音規制法に基づく地域 指定(7市)
6月	○水質汚濁に係る環境基準強化(総水銀、大腸菌群数の追加等)
	○公害紛争処理法 制定

年 月	事 項
昭45 年 7月	(我が国最初の光化学スモッグ東京都に発生) ○光化学スモッグ暫定対策実施要綱 制定
8月	○自動車排出ガスの量の許容限度 改正(使用過程車)
9月	○水質保全法に基づく指定水域に健康項目の水質基準 追加 ○自動車排出ガス街頭検査初めて実施
11月	○水質環境基準の水域類型 指定(淀川ほか19河川) ○大阪府公害対策本部 設置
12月	○生活環境部設置に伴い、公害課を移管 企画調整課を公害対策課に改称 ○生活環境部に環境整備課 新設 ○大阪府公害審査会 設置 ○阪神広域大気汚染対策実施要綱 制定 (カドミウム環境汚染問題 発生(八尾地区等)) ○水質汚濁防止法、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律、海洋汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の公害関係14法 制定・改正
46 年 2月	○大阪産業廃棄物処理公社 設立
8月	○大阪府公害防止条例 制定(全面改正)
4月	○大阪府公害対策審議会 設置 ○バス専用・優先レーン対策 実施 ○騒音規制法に基づく地域 指定(7市1町)
5月	○公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 制定
6月	○騒音による環境基準 開識決定 ○悪臭防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 制定 ○大気汚染防止法に基づき有害4物質について排出基準 設定 ○土壤汚染防止法で規制する特定有害物質としてカドミウムを指定
7月	○環境庁 設置
8月	○光化学スモッグ被害 本府に初めて発生
9月	○条例に基づき排出・設備・燃料・原料基準 設定 ○条例に基づき地下水の採取規制地域 設定(東大阪地域)
10月	○大阪府水質審議会 設置
11月	○新ブルースカイ計画 策定 ○大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱 制定 ○阪神広域大気汚染緊急時対策実施要綱 制定 ○硫黄酸化物緊急時対策実施要領 制定 ○浮遊粒子状物質緊急時対策実施要領 制定 ○二酸化窒素緊急時対策実施要領 制定 ○阪神広域大気汚染硫酸酸化物緊急時対策実施要領 制定 ○大気汚染防止法に基づき燃料使用基準 設定 ○BHCの使用全面禁止(農薬取締法の一部改正による) ○水質環境基準の水域類型 指定(大阪湾等) ○公害課水質騒音課を水質課に改称、特殊公害課 新設
12月	○環境庁長官「環境保全上緊急を要する航空機騒音について(22時~7時の飛行禁止)」 運輸大臣に勧告(47年8月運輸大臣、環境庁長官に措置について報告)
47 年 1月	○浮遊粒子状物質環境基準 告示 ○郵便機を除く夜間(22時~7時)航行規制 実施
4月	○騒音規制法に基づく地域 指定(11町2村) (P.C.B環境汚染問題発生(豊中市))

年 月	事 項
昭47年 6月	○オキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策実施要領 制定
10月	○自然環境保全法制定、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法 改正(無過失責任規定) ○自動車排出ガスの量の許容限度の設定方針（日本版マスク一法）告示 ○水質汚濁防止法に基づく規制対象 拡大（畜舎等） ○土壤汚染防止法で規制する特定有害物質として銅を追加 ○自動車排出ガスの量の許容限度 改正（使用過程車の規制）
12月	○大阪地域公害防止計画 策定 ○騒音に係る環境基準の類型指定 告示 ○自動車排出ガスの量の許容限度 設定（48年度規制） ○環境庁長官「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道騒音対策について」運輸大臣に勧告
48年 1月	○自動車排出ガス減少装置の取付け義務化 告示（道路運送車両法改正）
2月	○大阪国際空港公害調停、公害等調整委員会に申請（51年1月まで9団体申請）
8月	○大気環境容量の具体的な数値 発表
4月	○水質環境基準の水域類型 指定（石津川等泉州20河川） ○大阪府自然環境保全条例 制定 ○衛生部に環境保健課 設置
5月	○悪臭防止法に基づき指定地域、規制基準 設定
6月	○大気の汚染に係る環境基準 告示
8月	○大気汚染防止法に基づき窒素酸化物の排出基準 設定
9月	○大阪府環境管理計画 策定
10月	○都市緑地保全法 制定 ○瀬戸内海環境保全臨時措置法 制定
12月	（関西電力多奈川第二火力発電所の建設禁止訴訟提起、52年2月建設禁止を操業禁止に変更、59年2月第1審判決（大阪地裁）、61年8月和解） ○航空機騒音に係る環境基準 告示
49年 1月	○自動車排出ガスの量の許容限度 設定（50年度規制） ○大気清浄化第1次重点工場に係る窒素酸化物削減計画 策定
2月	○郵政省、大阪国際空港における深夜便飛行廃止 決定
8月	○大気汚染防止法の規定による排出基準及び水質汚濁防止法の規定による排水基準を定める条例（上乗せ条例） 制定 ○公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 改正
4月	○大阪国際空港周辺整備計画 策定（大阪府、兵庫県商知事） ○公害監視センターの検査課を大気検査、水質検査、騒音検査の3課に拡充 ○府警察本部防犯部に公害課 新設 ○環境科学センター設立準備室 設置 ○大阪国際空港周辺整備機構 設立
5月	○関西電力（株）と多奈川第二発電所の建設に伴う公害等防止協定 締結
6月	○自動車排出ガスの量の許容限度 設定（軽油車のジーゼル黒煙等）
7月	○国土利用計画法 制定
9月	○騒音に係る環境基準のAA地域（周辺に療養施設などがあり特に静謐を要する地域）指定
10月	○水銀についての水質環境基準、排水基準 強化
11月	○水質汚濁負荷量削減計画（有機性汚濁物質） 策定（上乗せ排水基準の改正強化）

年 月	事 項
昭49年12月	○硫黄酸化物に係る総量規制地域 指定（大阪市、堺市等）
50年 1月	○阪和広域大気汚染対策実施要綱 制定
	○水質汚濁防止法に基づく規制対象 拡大（旅館等）
2月	○大気清浄化計画第2次重点工場に係る窒素酸化物削減計画 策定
4月	○全固定発生源に対する窒素酸化物削減実施計画 策定
7月	○条例に基づき地下水の採取規制区域 設定（泉州地域）
10月	○自動車走行総量抑制策に関する提言（自動車問題研究班から）
12月	○P C Bを水質環境基準、排水基準に追加
51年 5月	○自動車排出ガスの量の許容限度 設定（51年度規制）
6月	○土壤汚染防止法で規制する特定有害物質としてヒ素を追加
7月	○新幹線鉄道騒音に係る環境基準 講議決定
10月	○水質環境基準の水域類型 指定（芥川等18河川）
12月	○石油コンビナート等災害防止法 制定
52年 5月	○硫黄酸化物に係る総量規制地域 第2次指定（岸和田市等）
6月	○水質汚濁防止法に基づく規制対象 拡大（浄水施設等）
7月	○下水道法 一部改正
11月	○瀬戸内海環境保全臨時措置法 一部改正（効力期限の2年延長）
12月	○振動規制法 制定
53年 5月	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 一部改正
6月	○航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域 指定
9月	○建築基準法 一部改正（日影規制基準の設定等）
11月	○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域 指定
12月	○自動車排出ガスの量の許容限度 設定
54年 8月	○悪臭防止法に基づく指定地域、規制基準 改正
55年 5月	○大阪国際空港エアバス就航
6月	○大気汚染防止法施行規則 一部改正（窒素酸化物第8次規制等）
9月	○硫黄酸化物総量削減計画、総量規制基準、燃料使用基準 告示
11月	○振動規制法に基づく指定地域、規制基準 告示
12月	○工業用水法施行令 一部改正（泉州地域の一部を指定地域に指定）
56年 1月	○自動車排出ガス昭和54年規制 告示
3月	○大阪地域公害防止計画 再策定
6月	○公害健康被害補償法施行令 一部改正（東大阪市、八尾市の一部を第1種地域に指定）
7月	○瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法を一部改正する法律 制定
10月	○二酸化窒素に係る環境基準 告示（改定）
11月	○建築基準法施行令 一部改正（日影規制実施）
57年 5月	○二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議 設置
8月	○水質汚濁防止法に基づく規制対象 拡大（病院等）
58年 1月	○大気汚染防止法施行規制 一部改正（窒素酸化物第4次規制）
3月	○自動車排出ガス昭和56年規制 告示
6月	○多奈川第二発電所の建設に伴う公害防止協定に定める燃料使用量及び発電所の利用率に関する協定 締結
7月	○二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議 二酸化窒素に係る環境基準の科学的根拠について報告
4月	○化学的酸素要求量に係る総量削減計画 策定

年 月	事 項
昭55年 5月	○幹線道路の沿道の整備に関する法律 制定 ○構及びその化合物に係る削減指導方針 策定 ○化学的酸素要求量に係る総量規制基準 告示
9月	○自動車排出ガスの量の許容限度並びに自動車騒音の大きさの許容限度の一部改正 (57年規制) 告示
56年 8月	○自然海浜保全地区条例 制定
4月	○環境影響評価法案国会提出
6月	○大気汚染防止法施行令の一部改正(窒素酸化物に係る総量規制制度の導入) ○瀬戸内海の環境保全に関する大阪府計画 策定
8月	○直噴式ジーゼル車に対する排ガス及び中型車に対する騒音の58年規制 告示
9月	○大気汚染防止法施行規則の一部改正 (窒素酸化物に係る総量規制基準等の設定)
11月	○水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正 (冷凍調理食品製造業等8業種を規制対象へ追加等)
57年 2月	○化学的酸素要求量に係る総量規制基準(環境庁告示)の一部改正
5月	○大気汚染防止法施行規則の一部改正(ばいじんの排出基準を改正強化)
6月	○水質テレメータ監視システム中央監視局完成 ○大阪府産業廃棄物処理計画(昭和57~65年度) 策定
8月	○公害健康被害補償法施行令の一部改正(介護加算額及び療養手当の額の引上げ)
9月	○大阪府緑化推進本部 設置
10月	○窒素酸化物対策懇話会 設置 ○大阪府公害防止条例の一部改正(カラオケ騒音等規制追加) ○大気汚染防止法に基づく窒素酸化物総量削減計画・総量規制基準及び特別の総量規制基準 告示
12月	○大阪府環境総合計画(STEP 21) 策定
○湖沼の窒素及び矽に係る環境基準 告示	
58年 3月	○大阪地域公害防止計画(第3次) 策定 ○大阪府国土利用計画 策定
8月	○大阪府環境対策推進本部 設置
9月	○窒素酸化物総量規制の実施に伴う窒素酸化物に係るばい煙濃度及び窒素酸化物の量の測定方法に関する告示 ○大気汚染防止法施行規則等の一部改正
	○大型トラック、小型の全輪駆動車及び二輪の軽自動車に対する騒音の60年規制 告示
59年 2月	○大阪府環境影響評価要綱 制定一部施行(4月全面施行)
6月	○大阪府環境情報コーナー 設置 ○大気汚染発生源常時監視システム 運用開始
8月	○環境影響評価実施要綱 闇議決定
60年 3月	○湖沼水質保全特別措置法 施行
6月	○大気汚染防止法施行令一部改正(小型ボイラー規制)
7月	○「地方公共団体の事務に係る国との関与等の整理、合理化等に関する法律」公布(①公害苦情相談員の配置規則廃止、任意設置化、②都道府県水質審議会を都道府県公害対策審議会に統合) ○水質汚濁防止法施行令一部改正(水質審議会を都道府県公害対策審議会に統合) ○窒素酸化物対策連絡会 発足

年 月	事 項
昭60年9月	○大阪国際空港周辺整備機構、福岡空港周辺整備機構と統合、「空港周辺整備機構」として発足
61年1月	○自動変速機付ディーゼル乗用車に対する排出ガスの6年規制告示
2月	○水質審議会を公害対策審議会に統合 ○関西国際空港環境監視機構設立

(2) 昭和 61 年度

年月日	府 関 係	年月日	国 等 関 係
昭 61. 4. 1	窒素酸化物対策推進連絡会発足 府警察本部防犯部公害課を生活経済課に改称		
4.30	「燃及びその化合物に係る削減指導方針」再策定 「燃及びその化合物に係る削減指導要綱」制定	昭 61. 5. 7	
5. 2	第 14 回環境対策推進本部幹事会開催	5.27	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律」公布
5. 8	第 15 回環境対策推進本部幹事会開催		「公害健康被害補償法施行令の一部を改正する政令」公布（介護加算及び療養手当の額の引上げ）
5.19	第 16 回環境対策推進本部幹事会開催		「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律」公布
5.29	公害モニターハイテク会議開催		改正する法律」公布
6. 7	関西国際空港及び前島に係る環境影響評価書を知事に提出	6. 3	中央公害対策審議会環境保健部会に化学物質専門委員会を新設
6.13	大阪自動車公害対策推進会議の開催	6. 5	中央公害対策審議会に対し、「排水基準を定める総理府令等の改正について」諮問
6.17	快適環境府民会議開催	6.17	地方公共団体公害試験研究機関等所長会議開催
6.21	府環境影響評価委員会、「阪南丘陵開発計画に係る土砂採取事業」に関する最終報告書を知事に提出		
6.25	環境功労表彰実施		
6.27	「阪南丘陵開発計画に係る土砂採取事業」に関する知事意見を提示		
7.17	「阪南丘陵開発計画に係る土砂採取事業」に関する環境影響評価書の提出	7.10	中央公害対策審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」中間答申
7.20	水質環境モニタリングの実施 (～8月10日)	7.30	第 16 回瀬戸内海環境保全知事・市長会議開催
8. 6	第 17 回環境対策推進本部幹事会開催	10.20	日仏アメニティーハイテク会議開催(～10月24日)
8. 7	第 25 回二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議開催	10.29	中央公害対策審議会「水質の総量規制に係る総量規制基準の設定方法の改定について」答申
		10.30	中央公害対策審議会「公害健康被害補償法第一種地域のあり方等について」答申
		10.31	「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布
11. 5	環境大学講座開講(～12月8日)		
11.15	関西国際空港環境監視計画の提出		

年月日	府 関 係	年月日	国 等 関 係
昭 61.12. 1 12.26 62. 1.13 1.27 1.30 2. 5 2.18 3.12 3.17 3.18 3.19 3.23 3.27	第18回環境対策推進本部幹事会開催 一般国道308号バイパス建設事業に係る環境影響評価準備書の提出（1月19日～2月18日総覧） 第19回環境対策推進本部幹事会開催 第52回公害対策審議会開催 環境保全ビジョン・シンポジウムの開催（環境庁等との共催） インドネシア東ジャワ州から研修生を受け入れ（～3月4日） 大阪港南港（北地区）埋立事業の環境影響評価準備書の提出（2月20日～3月19日総覧） 第20回環境対策推進本部幹事会開催 第2回環境対策推進本部会議開催 第21回環境対策推進本部幹事会開催 第53回公害対策審議会開催 第26回二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議開催 公害モニター研修会及び施設見学会開催	昭 61.12. 3 12. 9 12.10 62. 1.20	第7回快適環境シンポジウム開催 「環境保全長期構想」決定 「水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する総理府令」公布 中央公害対策審議会「社会経済条件及び公害の態様の変化に対応した公害防止計画のあり方について」意見具申